

## 『文化人類学』掲載論文等利用許諾基準

2007 年 7 月 31 日制定

2025 年 10 月 4 日改訂

### 1) 印刷媒体のコピー、転載等

- a) 『文化人類学』\*に掲載された論文等の著者（以下、単に「著者」という）は、自らの名において論集・著作集を印刷媒体で作成するとき、それが掲載された『文化人類学』の版面（以下、単に「版面」という）をそのまま使用するのでない限り、その論文等を日本文化人類学会（以下、単に「学会」という）の許諾なしに転載することができる。ただし、この場合、著者は前記印刷媒体の中で出典を明らかにすることを要するものとする。なお、出版業者などの第三者が著者に対し印税・原稿料の趣旨で金銭の提供を申し出たときは、著者は学会に報告することなくこれを受領することができるものとする。
- b) 第三者が学会に対し『文化人類学』所載の論文等の転載許可を求めたときは、学会は当該著者の許諾があることを確認し、その転載が適当であるかどうかを判断したうえ、許否を決するものとする。著者（ないしはその遺族）が所在不明である場合に限り、学会は自ら前記の判断を行う。ただし、版面を利用して出版することは、当該著者の許諾があっても、原則として許されないものとする。なお上記の転載が行われ、第三者が印税・原稿料の趣旨で著者に対し金銭の支払いを申し出たときは前項の例によるものとするが、当該著者が所在不明の場合においては、学会がこれを受領し、自らの目的に照らしてこれを利用するものとする。
- c) 著者は、学会の許諾なしに、自らの『文化人類学』に掲載された論文等をその所属する他の機関、又は学会が発行する出版物、および助成金の支給を受けた機関若しくは団体等への報告書に転載し、或は添付することができる。その場合、出典を明らかにすることを条件として、版面の利用も許されるものとする。

### 2) 電子媒体でのコピー、転載等

著者が『文化人類学』に掲載された論文等を自己の所有するサーバ、もしくは著者の所属する機関の運営するサーバに、機関リポジトリ等の電子媒体を用いて公表する際には、査読を経て受理された著者最終稿を自身で PDF 化したファイルを掲載するものとし、版面をそのまま掲載することは許されない。なお、上記掲載にあたっては必ず、i) J-Stage 上のフロントページへのリンク、ii) 論文の出典、iii) 著作権者を明示するものとする。掲載の時期は、掲載号が冊子体（『文化人類学』の場合）、またはオンライン（*Japanese Review of Cultural Anthropology* の場合）で刊行された後とする。以上の条件を充たす場合に限り、当該掲載には学会の許諾を要せず、その他の場合においては、別途学会の許諾を要するものとする。

\*含 *Japanese Review of Cultural Anthropology*